

## 実施要領の実施事項等 7 「実施者（事業場の）実施事項」の詳細

### 1 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」

労働災害の防止は事業主の責務であり、この責務を全うするには、何よりも経営トップが労働者の安全と健康の確保を自らの問題として認識し、率先してこれに取り組むことが重要です。

労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動が必須となりますが、効果の上がる安全衛生管理を行うためには、経営トップから各級の管理監督者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となって計画的に安全衛生管理のための活動に取り組む必要があります。

したがって、労働災害防止に向けた方針をトップ自らが表明し、それに基づいて労使が協力して行動して行くようにしなければなりません。労働災害の増加を許さないという意志として、各事業場の経営トップが、「自社においては労働災害を起こさない。」という強い意識を表明してください。

### 2 「無災害運動」（災害防止の取組）

無災害の継続は、1日1日の積み重ねです。安全衛生管理体制を確立し、労働安全衛生関係法令を遵守しつつ、更に事業場における安全衛生水準を向上させていく必要があります。

そのため、運動期間中に「経営首脳による職場巡視」「4S(5S)（整理、整頓、清掃、清潔）（しつけ）」「KY(危険予知訓練)」「作業手順書の再確認や整備」「緊急安全大会」「ヒヤリハット報告活動」「安全衛生改善提案活動」「ツールボックスミーティング」等の労働災害防止活動に取り組んでください。（一つ以上実施ください。）

なお、運動期間終了後も、引き続き取り組みを続けていくことが重要です。

### 3 「安全点検の日」の設定

毎月一回、「ゼロ災3か月運動点検表（山形労働局ホームページに掲載）」を用いて、職場の作業環境や安全衛生の管理状況を点検してください。（既に同様の点検表を使用している場合は、その点検表で行ってください。）

点検の結果、不備な点については、改善方法を検討し、優先順位を付けて改善していくことが大切です。これを毎月繰り返すことにより、危険性や有害性を低減・排除しより良い職場を形成し、快適で作業のしやすい職場環境を実現することができます。

※「点検表は」業種別に作成掲示しています。

山形労働局 [トップページ](#) [ゼロ災3か月運動](#) ←（バナークリック）